

山梨県公報

第千二百七十二号

平成十四年

三月十四日

木曜日

目次

特定高山植物販売業変更届の提出	一一七
土地収用事業の認定	一一七
道路の区域変更(三件)	一一七
道路の供用開始(二件)	一一八
字の区域変更(二件)	一一九
平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	一一〇
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一一六
第九次鳥獣保護事業計画の策定	一一六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	一一六
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)	一一八
人事委員会	一一八
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一一八
公安委員会	一一八
遊技機の型式の検定	一一九

告示

山梨県告示第八十九号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業変更届の提出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称	住 所	変更年月日	変 更 の 内 容
梨北農業協同組合	韮崎市一ツ谷一八九五番地	平成十四年一月三十一日	営業所の廃止(廃止された営業所の所在地 フラワーセンター内直売所 北巨摩郡明野村浅尾二四七一番地)

山梨県告示第九十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称
六郷町
- 二 事業の種類
六郷町温泉施設駐車場整備事業
- 三 起業地
収用の部分 西八代郡六郷町大字鴨狩津向字小山沢及び字和田地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
六郷町役場企画課

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
塩山市大字牛奥字牛池三八七八番の三地从 から 塩山市大字牛奥字百市三三七四番地先まで	五・四〇〇	五・四〇〇	一〇・〇〇	九七一・〇
	一〇・〇〇	一〇・〇〇		
	七四九・〇	七四九・〇	六八・四	七四九・〇
	七四九・〇	七四九・〇		

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十四年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大城小田船原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字大城字北平六六六番地 先から 南巨摩郡身延町大字大城字北沢九二二番の 二地先まで	八・二丁 一四・二	八・二丁 一四・二	一四・二丁 三三・〇	一一七・八
	一一七・八	一一七・八		

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
韮崎市大字神山町字鍋山一一番の二地先か ら 韮崎市大字神山町字北宮地三三三六番の二地 先まで	六・二丁 二二・〇	六・二丁 二二・〇	二二・〇	五四〇・〇
	二二・〇	二二・〇		
	五四〇・〇	五四〇・〇	四三・〇	五四〇・〇
	五四〇・〇	五四〇・〇		

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路 線 名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	北都留郡上野原町西原字猪沢三 二〇七番の五地先から 北都留郡上野原町西原字猪沢三 二六〇番の一地先まで	一一二・五	平成十四年 三月十四日

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

営業経歴書（第二号様式）

商業登記簿謄本（法人の場合）

身分証明書（個人の場合）

印鑑証明書

財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面

誓約書（第三号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 一二三三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十五年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 天 野 建 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成14年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

(表面)

営業経歴書

※業種区分

① ふりがな 商号又は名称		② ふりがな 代表者氏名		③ 代表者印			
所在地	④ 本社(本店)	〒□□□-□□□□		<input type="checkbox"/>	電話 () FAX ()		
	⑤ 支店・営業所等			<input type="checkbox"/>	電話 () FAX ()		
	⑥ 工場			<input type="checkbox"/>	電話 () FAX ()		
⑦ 契約委任先	住所	〒□□□-□□□□		電話 () FAX ()			
	名称			氏名			
⑧ 営業種目(又は取扱品名)	⑨ 取引希望種目	第一希望	⑩ 営業担当者	部署名			
		第二希望		職・氏名			
		第三希望		電話 () FAX ()			
		⑪ 契約使用印鑑(印影)		⑫ 消費税法に規定する課税業者・免税業者の別			
				課税業者 免税業者			
⑬ 総代理、代理又は特約している会社名							
総代理	代		理		特約		
⑭ 自己資本の額	法人	イ 資本金	ロ 法定準備金	ハ 任意積立金	ニ 諸積立金	ホ 次期繰越利益	イ+ロ+ハ+ニ+ホ 計 円
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸		イ+ロ+ハ+ニ 計 円
⑮ 機械設備の額	機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		計 円
⑯ 従業員の数(支店・営業所等の従業員の数)	事務関係	営業関係	技術関係	常勤的に雇用しているパート等	家族従業員	計	うち身体障害者雇用 人
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
⑰ 営業年数	創業	転廃(休)業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑱ 県税未納の有無	
	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(満 年)	有 ・ 無
⑲ 製造販売等の実績高	決算期間別	イ 自 年 月 至 年 月	ロ 自 年 月 至 年 月	2事業年度の平均実績高 $\frac{イ+ロ}{2}$		流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} = \text{---} = \text{---} \%$
	総売上	製造	円	円	円		
		販売					
		合計					
	合計のうち県と取引額	本庁					
	出先						

(裏面)

②	主要仕入先 (物品のみ)	県内		県外				
	主要契約(納品)先	国及び 地方公共団体 (2年分)						
	等	その他一般 (2年分)	県内		県外			
県外				県内				
取引金融機関								
②	所在地略図							
								
※(機械設備を必要とする業務を申請する者のみ記入してください。)								
②	機 械 設 備	機 種	性 能	台 数	機 種	性 能	台 数	
印刷 使用OS _____ ワープロソフト _____								

誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 天 野 建 殿

申請者

印

山梨県告示第九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県総合県税事務所長 坂本公仁

氏名又は名称 宝自動車工業	主たる事務所又は事業所の所在地 山梨県甲府市国母五丁目一〇番二七号	指定取消年月日 平成十四年一月三十一日
------------------	--------------------------------------	------------------------

公 告

第九次鳥獣保護事業計画の策定

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定により、平成十四年四月一日を始期とする第九次鳥獣保護事業計画を策定したので、山梨県森林環境部みどり自然課及び各地域振興局林務環境部において関係図書を縦覧に供する。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 深澤電工株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日二丁目三番十号
 - 3 代表者の氏名 深澤良邦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第一七五号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 北村塗装店
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町寺部千百七十四番地
 - 3 代表者の氏名 北村博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第三一七八号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 西東京開発株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中五百七十五番地
 - 3 代表者の氏名 羽田由起夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第八八五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 西東京建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中百九十五番地
 - 3 代表者の氏名 木村匡男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八三一五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十四年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社日動建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡玉穂町下三條九百二十番地七
 - 3 代表者の氏名 弦間由美子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 九）第五八一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十四年一月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社メゾン企画
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡境川村小黒坂四百二十三番地
 - 3 代表者の氏名 野中美咲
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第七八四五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十四年二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 甲府土地建物株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上阿原町三百五十四番地一
 - 3 代表者の氏名 中村邦弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第九七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十四年二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月二十五日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 玄間商会有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田六丁目三番七号
 - 3 代表者の氏名 玄間辰也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第七七七四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨トヨタ自動車株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十九号
 - 3 代表者の氏名 櫻井洋
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一〇)第七九二五号
- 四 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

一 組合の名称

富士吉田市向海土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

- 三 設立認可の年月日 平成二年十二月五日
- 四 変更後の事業施行期間 平成二年度から平成十四年度まで
- 五 変更認可の年月日 平成十四年三月八日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年三月十四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 組合の名称 富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
- 三 設立認可の年月日 平成二年十二月五日
- 四 変更後の事業施行期間 平成二年度から平成十四年度まで
- 五 変更認可の年月日 平成十四年三月八日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

「広 域 捜 査 官

別表第七本部の項中「広域捜査官」を「国際犯罪捜査情報官」に、「交通管理調査官」を「交通管理調査官」に改める。

「交通管理調査官」
「交通捜査指導官」

この規則は、平成十四年三月十九日から施行する。

公安委員会

遊技機の型式の検定
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年三月十三日までとする。
平成十四年三月十四日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	型式	遊技機の種類及び区分	型式名	製造業者名	検定番号
		ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)		C R E A D B E C H A I N S A B A N	マルホン工業株式会社	二〇〇〇二二
	株式会社タイド 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)		C R F I P A I 競 馬 W G P	株式会社タイド	二〇〇〇二二

株式会社タイド 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	FI I 競馬 D X	株式会社 タイド	二〇〇〇一四
株式会社タイド 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	パ ル バ ラ イ	株式会 社 タイ ド	一四〇六九六
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R S T G O H A U	株式会 社 高尾	一〇〇六五五
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R 伝 説 X 1 鳳	株式 豊丸 産業 株式 会社	二〇〇〇一一
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R O 2 F 2 F I P L D A W T M J	奥村 遊機 株式 会社	一〇〇六九三
株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目四番九号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	ミ ウ ン ジ ャ	株式 エイ ベッ クス 株式 会社	一四〇五五九
株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目四番九号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	マ ッ コ ウ	株式 エイ ベッ クス 株式 会社	一四〇六六〇
株式会社マツヤ商会 代表取締役 山本基就 広島県広島市南区仁保三丁目四番一号	回胴式遊技機 規則第六條第二号(別表第五)	R M パ カ	株式 マツ ヤ商 会	一四〇六一〇

株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRかつ 64V	株式会社藤商事	一〇〇七二三
サミー株式会社 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRサラ リーマン 金太郎R	サミー株式会社	一〇〇六七九
サミー株式会社 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR北斗 の拳V	サミー株式会社	二〇〇〇〇六
奥村遊機株式会社 役上野栄作 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目二番一八号	奥村遊機株式会社 代表取締役 役上野栄作 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ぱちんこ遊技 機則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR20 FAWI 02FI ブルドカ T2M2	奥村遊機株式会社	二〇〇〇二九